東洋オステオパシー協会
会　　則

第一章　名称および事務所

第１条　（名称）

本協会は東洋オステオパシー協会と称する。

第２条　（事務局）

本協会の事務局を名古屋市中区丸の内に置く。

第二章　目的及び事業

第３条　（目的）

本協会はオステオパシー療法並びに自然医学を志し、国民の健康保持に寄与すべく、日頃からその技能を切磋琢磨し又、会員相互の技術・知識の向上並びに親睦を図り、併せて社会に貢献せん事を目的とする。

第４条　（事業）

本協会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

(1)　会員の技能向上の為の研修会の開催
(2)　オステオパシー並びに東洋医学・自然医学に関する技術・情報・研究資料収集及び情報の提供
(3)　会報の刊行

第三章　　会員

第５条　（正会員）

本協会の正会員は本科卒業生とする。また、他の学生であって本協会の正会員となるには会員２名以上の推薦をもって申し込むものとする。申込には申込書１通、写真１葉、住民票１通を必要とし、理事会の承認を得なければならない。

第６条　（準会員）

本協会に準会員を認める。本人の都合、もしくは正会員の資格を満たさないものは理事会の承認によって準会員を認める。東洋オステオパシー学院の卒業生で入会意思があり、入会金を全納していない会員、会費を一時的に滞納しており除名に至らない会員及び学院学生を準会員とする。

第７条　（会員の資格喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

(1)　退会
(2)　除名
(3)　死亡

第８条　（退会）

会員が本協会を退会しようとする場合は理事長に書面をもって届けなければならない。

第９条　（除名）

(1)　会員が医師法、薬事法その他の法令に触れるような行為を犯し、著しく協会の名誉を汚した時。
(2)　手技療法や自然物理療法の基本的過ちや自己流療法で明らかに科学的でない療法で重大な医療ミスを行って患者に迷惑をかけた時。
(3)　会費を１年以上滞納した時。
(4)　その他本協会の会員としてふさわしくない言動があり、協会会員として体面を失墜する行為のあった場合は理事会の決議をもって除名する事が出来る。

第四章　　会費

第１０条　（年会費）
本協会会員は年会費 5 千円を納入しなければならない。但し、名誉会員と本学院学生は免除する。準会員の研究会等の参加の優先権や権利は発生しないものとする。既会費はこれを返却しない。

第五章　役員、名誉役員、顧問

第１１条　（役員）
本協会に次の役員を置く

理事長	1 名
副理事長	1 名以内
専務理事	3 名以内
常務理事	5 名以内
理　　事	15 名以内
監　　事	2 名

理事会正会員総会の選挙によって選ばれ役職理事は理事会の互選によって選ばれるものとする。その任期は 4 年である。但し重任は妨げないものとする。総会の選挙がおこなわれない時は、理事長が提案を書面にて理事に通知し、その可否を問い決定する事が出来る。

第１２条　（理事の職務）
本協会の決議事項は全て理事会で理事長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。理事長は本協会を代表して対外的にも内政的にも全ての権限責任をもつ。代表理事に事故のある時は定められた順序の役職理事がその職務を代行する。理事会は事あるごとに理事長が招集する。

第１３条　（名誉役員・顧問）
本協会に次の名誉役員及び顧問を置く事が出来る。
　名誉理事長　会長　副会長　顧問
名誉役員及び顧問は本協会の内政的な決議権及び対外的な責任は生じないものとする。その任期は理事会によって決定する。

第１４条　（会員総会）
会員総会は原則年一回理事長が招集し開催するものとする。4 年に一回の総会は理事選出の選挙を行うことが出来る。

第１５条　（役員の報酬）
理事長以下すべての理事は無報酬とする。名誉役員及び顧問については理事会の決議で報酬を出す事が出来る。

第六章　職員

第１６条　（職員）

本協会事務局に事務局長以下職員を置く。又、研究会の講師として臨時職員を採用する事もある。

第１７条　（職員の報酬）

職員及び講師には給与または報酬を支給する。その額は理事長が決定する。

第七章　資産及び会計

第１８条　（資産の構成）

本協会の資産及び収入は次の通り

削除

(1)　会員の会費

(2)　講習会の会費

(3)　寄付金

(4)　その他の収入

第１９条　（会計年度）

本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。決算は会計によって行われ会計監査の承認を受けなければならない。決算報告書は会員に公表することができる。

第２０条　（補足）

この会則に不十分な場合は理事会をもって決定し、補則し条項として追補するものとする。

(基本会則制定　平成 6 年 4 月)

(会則改定　平成 26 年 12 月 26 日)

(会則改訂　平成 27 年 11 月 26 日)